

- 都市計画証明書
 - 納税猶予の特例適用の農地等該当証明書
 - 首都圏整備法に基づく近郊整備地帯証明書
- の事務手続きについて

都市計画証明書

必要なもの		部数
提出書類	・ 申請書	2
	・ 位置図【地形図、都市計画図（縮尺 1/2, 500 以上）又は住宅地図】	1
手数料	300円※	—

納税猶予の特例適用の農地等該当証明書

必要なもの		部数
提出書類	・ 申請書	2
	・ 位置図【地形図、都市計画図（縮尺 1/2, 500 以上）又は住宅地図】	1
	・ 相続税の納税猶予に関する適格者証明書（農業委員会にて証明）	1
手数料	300円※	—

首都圏整備法に基づく近郊整備地帯証明書

必要なもの		部数
提出書類	・ 申請書	2
	・ 位置図【地形図、都市計画図（縮尺 1/2, 500 以上）又は住宅地図】	1
	・ 公図	1
手数料	300円※	—

各種証明書の交付は、原則翌営業日以降となります。

※手数料の支払方法は、窓口で現金のみとなります。

※5筆以上は、5筆ごとに1件の扱いとなります。

問合せ先：都市部都市計画課 電話 046-252-7376（直通）
証明の様式、記載例はホームページからダウンロードできます。